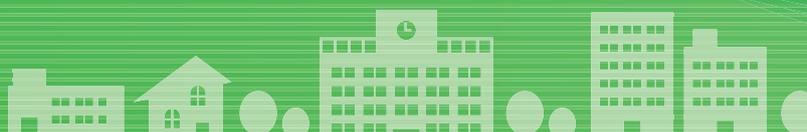




資料編

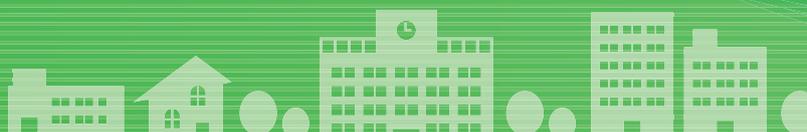




1 用語解説一覧(五十音順)

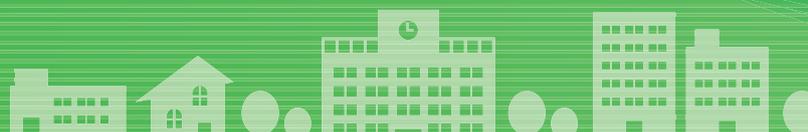
用語	解説
IoT	Internet of Things:インターネット・オブ・シングスの略で、「モノのインターネット」のこと。自動車、家電、ロボット、施設などのあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すことができる。
ICT	Information and Communication Technology:インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーの略で、情報通信技術のこと。
秋川牛	松坂牛や米沢牛と同じ元牛である黒毛和牛を、市内の牧場で丹念に育てた東京都産の高級食肉和牛のこと。
秋川渓谷	秋川は多摩川の支流の中でも最大といわれる川で、あきる野市から檜原村までに及ぶ全長約20kmほどの渓谷のこと。
秋川流域病児・病後児保育室 めくもり	病気中や病気の回復期にあり、保護者が仕事などにより家庭で保育を行うことが困難なお子さんを預る保育室のこと。公立阿伎留医療センターの看護師及び保育士が常駐し、医師が巡回している。
あきる農を知り隊	市民をはじめとする消費者から、あきる野の農業に対する理解と応援を得るため、農地やハウスの生産現場見学、収穫体験など、農業者自らがあきる野の農業の魅力を発信する消費者との交流イベントのこと。
あきる野 子育てステーション こころの	安心して子どもを産み育てられるまちづくりに取り組み、妊娠期から出産、子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行う子育て支援拠点施設のこと。
あきる野三大まつり	二宮神社秋季例大祭(生姜祭り)、正一位岩走神社例大祭(伊奈の祭り)、阿伎留神社例大祭(五日市祭り)のこと。
あきる野市教育の日	市民の教育への関心と理解を深め、次代のあきる野を担う子どもたちの教育に関する取組を市民全体で推進し、本市の教育の充実と発展を図るために、12月の第1土曜日を「あきる野市教育の日」に定めている。
あきる野市版レッドリスト	あきる野市独自の「絶滅のおそれのある野生生物の種の一覧」のこと。
あきる野の農と生態系を守り隊	市民や農業者などからなり、農業経営の安定化及び自然環境の保全を図ることを目的として、本市の市域内における有害鳥獣による農業被害や外来種による生態系被害の防止・軽減につながる活動を行う組織のこと。狩猟免許保有者の高齢化が進行する中、有害鳥獣対策等を担う人材を育成するため、狩猟免許取得の支援等も行っている。
悪臭	いやな「におい」、不快な「におい」の総称のことで、「環境基本法」では、典型7公害(大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、土壌汚染、地盤沈下、悪臭)の一つに位置付けられている。「悪臭防止法」等に基づき、規制が行われている。

用語	解説
アクティビティ	スポーツやレクリエーションなど、主に体を動かすことを目的とする体験のこと。
アダプト制度	道路や公園、河川などの公共施設について、市と地域住民や地元企業などとの協働により、定期的に美化活動を行うことを契約する制度のこと。
RPA	Robotic Process Automation:ロボティック・プロセス・オートメーションの略で、ソフトウェア上のロボットによる業務工程の自動化のこと。判断を伴わない定型業務等を自動的に行わせることで、業務の効率化や正確性の向上が期待される。
依存財源	国や都の基準により交付される国庫支出金や地方交付税、市債などのこと。
一団の農地	山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地のこと。
一部損壊	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度の状態であること。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
五日市憲法草案	東京都指定有形文化財。明治の自由民権運動期に千葉卓三郎が起草した全文204条からなる私擬憲法草案のこと。当時つくられた私擬憲法の中でも条文数が非常に多く、「国民の権利」にその多くの部分が割かれている。
インスタグラム	無料で写真や短時間動画を共有できるサービスのこと。
インバウンド	外国人が訪れてくる旅行のこと。日本へのインバウンドを訪日外国人旅行又は訪日旅行と呼ぶ。
EM菌処理容器	光合成細菌、放線菌、酵母菌、乳酸菌等の有効な微生物群(EM菌)を利用し、生ごみを堆肥化する容器のこと。この容器に生ごみを入れ、ぬかみそ状の「EM剤」をふりかけながら数日発酵させる。
SNS	Social Networking Service:ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。
江戸前アユ	東京湾から遡上する天然アユのこと。多摩川の鮎漁は、非常に古くから行われていたが、江戸時代になると、江戸に近いから、生きたままの新鮮な鮎を提供できることから、広く知られるようになった。多摩川でとれる鮎は、香味があり、非常に美味であったことから、将軍家などにも献上され「御用鮎」などと呼ばれたこともある。こうした歴史などを踏まえ、水産振興などのため、江戸前アユの復活に向けた取組が進められている。
AI	Artificial Intelligence:アーティフィシャル・インテリジェンスの略で、人工知能のこと。



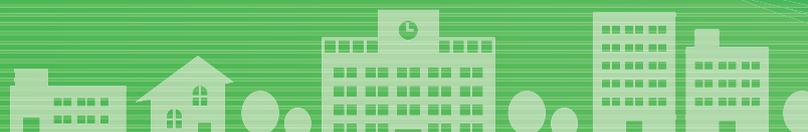
用語	解説
大島町	東京から120kmに位置し、面積91.06km ² の伊豆諸島中最大の島のこと。人口は約7,200人(令和4年(2022年)1月時点)、三原山・椿・アニコなどでお有名である。
温室効果ガス	太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのこと。二酸化炭素(CO ₂)、メタン(CH ₄)、一酸化二窒素(N ₂ O)、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF ₆)、三ふっ化窒素(NF ₃)の7物質が温室効果ガスとして削減対象とされている。
OJT	On-the-Job Training:オン・ザ・ジョブ・トレーニングの略で、実際の職務現場で業務を通して行う教育訓練のこと。新人や業務未経験者に必要なスキルや知識を、上司や先輩などのOJT担当者が実務を通じて指導していく教育方法である。
オープンデータ	国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用(加工、編集、再配布等)できるデータであり、営利・非営利問わず二次利用可能なルールが適用され、機械判読に適し、無償で公開されたデータのこと。
崖線緑地	台地の崖に沿って広がる緑地のこと。湧水が豊富に見られる。秋留台地外縁における崖線部の樹林帯は、本市の緑の特性でもある。
河岸段丘	河川の中・下流域において、流路に沿って発達する階段状の地形のこと。河川の力によって、上流から運ばれてきた土砂が堆積し、さらに河川により削られたりすることで形成される。段丘の構成物などからいつの時代に形成されたかが推定できる。
学習指導要領	文部科学省が定める、各学校で教育課程を編成する際の基準のこと。
学力ジャンプアップ事業	学力向上モデル校事業での成果を生かし、本市にある16校全校が学力に関する具体的な目標値を設定し、その達成に向けて外部人材を活用した一人一人への手厚い支援、補習の充実等の取組を推進するとともに、効果検証を行うことを通じて、学力向上を図ることを目的としたあきる野市の事業のこと。
学校支援地域本部事業	地域ぐるみで学校運営を支援するために、学校長や教職員、PTAなどの関係者を中心として組織されるもので、「学校支援地域本部」の下で地域住民が学校支援ボランティアとして学習支援活動や部活動の指導など地域の実情に応じた学校教育活動の支援を行う事業のこと。
活性化委員会 (活性化戦略委員会)	「秋川駅周辺」「五日市」及び「養沢」の3地域において、活力ある住みよい地域づくりを推進するために地域住民により組織された委員会のこと。市と活性化委員会との協働により、地域活性化に向けた様々な取組が行われている。
合併処理浄化槽	生活排水のうち、し尿(トイレ汚水)と雑排水(台所や風呂、洗濯などからの排水)を併せて処理することができる浄化槽のこと。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を「単独処理浄化槽」という。「浄化槽法」の改正等によって、単独浄化槽の新設は実質的に禁止されている。

用語	解説
家庭教育学級	家庭における教育力向上のため、保護者や地域住民らが集まり、子どもの心や成長過程への理解、親の役割、接し方・言葉かけの方法など、家庭教育に関する学習や意見交換を自主的・継続的に行うこと。
環境基準	「環境基本法」に基づき、人の健康保護と生活環境の保全のために維持されることが望ましい基準となる物質の濃度や音の大きさなどを数値で示したもの。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、有害化学物質などの基準が定められている。
関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光等にきた「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。
観光キャラバン	市の観光パンフレット等を駅構内や高速道路SAなどで広く配布することにより、市の魅力を発信し誘客を図る活動のこと。これまでに中央線沿線主要駅等の利用者を対象として、市と地元の観光事業者などとの協働により、「秋川渓谷観光」の魅力を発信している。
間伐	育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業のこと。この作業により生産された丸太が間伐材である。一般に、除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施される。
GIGAスクール構想	Global and Innovation Gateway for all:グローバル・イノベーション・ゲートウェイ・フォー・オールの略で、義務教育を受ける児童・生徒のために、一人一台の学習用PCと高速ネットワーク環境などの整備をする、文部科学省が掲げる構想のこと。
既存ストック	ストックとは在庫を意味し、本計画では、これまでに整備されてきた都市基盤施設（道路、公園、下水道等）や、住宅、商業施設、業務施設、工業施設などの既存の施設のことを指す。
機能別消防団員	消防団退職者で消防団員として5年以上経験した、年齢満40年以上満50年までの者のこと。火災や風水害など特定の災害のみに出動し、消防団活動を補完する役割を担っている。
義務的経費	地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費のこと。職員の給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっている。
教育支援室（せせらぎ教室）	不登校又は不登校傾向にある児童・生徒に対し、これまでの学校復帰に向けた支援に加え、社会的自立に向けた支援等を行う場所のこと。
教育相談所	機関相談員や臨床心理士等が、子どもの発達や成長、学習の遅れ等の悩みごとの解消に向けた相談業務等を行う、市役所別館と五日市出張所内の2か所にある機関のこと。
郷土の恵みの森づくり	市民との協働により、尾根道、昔道の補修や景観整備を行うとともに、森林レンジャーあきる野により、動植物の調査、森林の整備状況や健全性の調査、滝や沢、巨木などの地域資源の掘り起こし、各種イベントの開催など、大切な「森」を次世代につなげていくための様々な取組のこと。



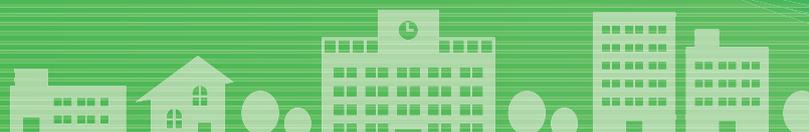
用語	解説
栗原市	友好姉妹都市の提携を結んでいた旧志波姫町を含む栗原郡の10町村が合併し、平成17年(2005年)4月1日に誕生した人口約6万4,000人(令和4年(2022年)2月時点)のまちのこと。岩手・秋田両県に接する宮城県の内陸北部に位置し、県内で最大となる約800km ² の面積を誇り、その8割近くを森林や原野、田畑などが占める自然と四季のうつろいが美しい田園都市である。
経営会議	あきる野市において、市の行財政の基本方針、重要施策等を審議決定するとともに、各部門の総合的調整を行う庁議の設置及びその運営手続等について定めることにより、市政の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする会議のこと。
経常収支比率	税などの一般的な財源を人件費や扶助費、公債費など経常的に支出する経費にどれくらい充てられるかを示す指標のこと。この比率が高くなるほど、公共施設の整備など投資的な経費に使われる財源の余裕が少なくなり、財政運営が厳しくなる。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。
健全化判断比率	財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、財政状況を客観的に表す比率のこと。 健全化判断比率の4つの財政指標のうち、いずれかが早期健全化基準以上である場合には「財政健全化計画」を策定しなければならず、また、財政再生基準以上である場合には「財政再生計画」を策定し、財政の健全化を図らなければならない。
公開緑地	緑の活用を図るため、公開できる緑地として市が指定する緑地のこと。次の条件に該当するものが対象となる。 ①面積が300m ² 以上であり、健全で、樹木・樹林等の形容が美観上優れている地域 ②市民が散策等を自由にでき、5年以上継続して開放することができる地域
公共交通空白地域	あきる野市公共交通のあり方検討報告書において定義する、鉄道駅から半径700m、バス停から半径300mの範囲に入らない地域のこと。
公共交通優先検討区域	あきる野市公共交通のあり方検討報告書において定義する、公共交通空白地域のうち、一定の範囲を有し、住宅が存在する市内の深沢区域、引田・代継・網代区域、草花折立区域、東秋川橋西側区域の4つの区域のこと。平成30年(2018年)に同区域の住民参加による公共交通を考えるワークショップ(情報共有、意見交換など)や、区域住民の意識調査を実施し、その区域に適した公共交通のあり方(公共交通サービス)などの取りまとめを行った。
合計特殊出生率	一人の女性が、一生の間に生むであろう子どもの数を表し、15~49歳の女性の年齢ごとの出生率を合計した数字のこと。
公債費	学校の耐震化や道路の整備など、社会資本の整備に充てるために借り入れた市債(借入金)を返済する費用のこと。

用語	解説
耕作放棄地面積	所有している耕地のうち、過去1年以上作付けをせず、しかもこの数年の間に再び作付けする考えのない耕地面積のこと。
交流人口	観光等により一時的にその地域を訪れる人々のこと。
護岸洗掘	激しい川の流れにより、護岸の表法面が削り取られる状態のこと。削られた箇所がどんどん広がると破堤を引き起こすことがある。
国庫支出金	国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等のこと。
コミュニティ・スクール	家庭や地域が学校運営に参画し、子どもたちの育成の方向性を考え、教育に反映させる仕組みである学校運営協議会制度を導入している学校のこと。
コンプライアンス	一般には、法令遵守と訳され、事業活動において法律を遵守すること。広くは倫理や道德などの社会的規範を守って行動すること。
災害拠点病院	災害時における初期救急医療体制の充実強化を図るための医療機関のこと。西多摩地域では、公立阿伎留医療センター、青梅市立総合病院、公立福生病院が災害拠点病院となっている。
財政調整基金	経済状況の変化による大幅な税収減や災害の発生による財源不足など、年度間の財源不足を備えて積み立てている基金のこと。
財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値のこと。
サプライチェーン	製品の原材料・部品の調達から販売に至るまでの一連の流れのこと。
3R	循環型社会の実現に向け、ごみの減量やリサイクルの促進に向けた行動を示す標語のこと。廃棄物等の発生抑制(リデュース【Reduce】:資源を効率的に使用して製品を作る、長期にわたり使用するなどにより、廃棄物の量を抑制すること)、再使用(リユース【Reuse】:使い捨てせず、繰り返し使用すること)、再生利用(リサイクル【Recycle】:資源として再び利用すること)の3つの頭文字を取り「3R」としている。
シェアリングエコノミー	インターネット上のプラットフォームを介して個人間でシェア(賃借や売買や提供)をしていく新しい経済の動きのこと。シェアリングエコノミーは、主に、場所・乗り物・モノ・スキル・お金の5つに分類される。例えば、個人が所有する物件の空き部屋を、Webサイトやアプリを通して、必要としている人に貸出す「民泊」などがある。
市街化区域	都市計画法に基づく区域区分のうち、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。このため、市街化区域内は、少なくとも用途地域や道路、公園、下水道の都市施設を都市計画で定めなければならない。



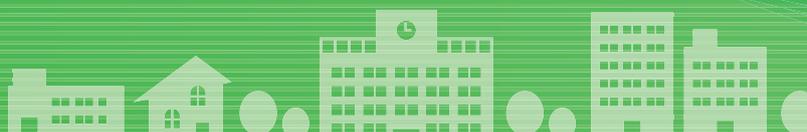
用語	解説
市街化調整区域	都市計画法に基づく区域区分のうち、市街化を抑制すべき区域のこと。
自主財源	地方公共団体が自主的に収入し得る財源のこと。市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入などがこれに当たる。
次世代自動車	ハイブリッド自動車や電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車などのこと。政府は、自動車の電動化について、令和17年(2035年)までに新車販売の電動車100パーセントを実現する方針を掲げている。
実質公債費比率	当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率のこと。
指定管理者制度	市が設置している体育館や観光施設などの公の施設について、公共的団体や企業、NPO等の民間団体など、市が指定する団体が指定管理者として施設の管理運営を行う制度のこと。
社会資本	道路、港湾、下水道、公園、通信、郵便、空港、ダムなど、国や地方公共団体が整備する生活や産業の基盤となる施設等のこと。
社会保障関係経費	児童福祉費や生活保護費などの扶助費と、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計などへの繰出金を合わせたものこと。
集約化	複数の森林所有者が所有する隣接した林地をとりまとめ、一体的に施業を行うこと。
狩猟免許	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、狩猟鳥獣を捕獲することを認める免許のこと。
純移動率	ある地域人口に対する他地域間との転入超過数の割合のこと。 転入超過数 = 転入者数 - 転出者数
巡回相談	臨床心理士の資格をもつ巡回相談員が、小・中学校をはじめ、幼稚園や保育園等を要請に基づき巡回し、行動観察や聞き取りを行い、教員や保育士等に、支援が必要な幼児、児童・生徒に対する指導方法や関わり方などについて指導・助言を行うこと。
循環型社会	「循環型社会形成推進基本法」の定義に基づき、廃棄物等の発生抑制、循環資源(廃棄物等のうち有用なもの)の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減されている社会のこと。

用語	解説
情報システムの標準化・共通化	住民記録システムなどは、事務処理の大半が法令で定められているが、自治体ごとに利便性の観点から機能のカスタマイズが行われていることで、発注・維持管理や制度改正対応等について個別の対応が必要となっており、課題がある。このような状況を踏まえ、自治体情報システムの標準化・共通化の取組を推進するため、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立した。具体的には、住民記録、地方税、福祉など、自治体の主要な17業務を処理するシステムについて、デジタル庁が策定する基本的な方針の下、関係府省において標準仕様書を作成した上で、各ベンダが標準仕様準拠して開発したシステムを全国規模のクラウド基盤に構築し、令和7年度(2025年度)までに当該システムを各自治体が利用することを目指す。情報システムの標準化・共通化の取組により、人的・財政的負担の軽減、行政サービス・住民の利便性の向上、行政運営の効率化等の取組効果が考えられる。
消防水利	消防活動を行う際の水利施設のこと。消防庁の消防水利の基準では、主な水利として消火栓や私設消火栓、防火水槽、河川・溝等、濠・池、海・湖、井戸、下水道などを例示している。
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のこと。
食育	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得するための学習等の取組のこと。生きる上での基本であり、知育・徳育・体育の基礎となるもので、健全な食生活を実践することができる人間を育てることである。
職住近接	職場と家庭生活を営む住居が近接していること。
人工林	人為を加えて人工造林や天然更新で成立した森林であり、天然(自然)林に対する語。一般的には人工造林による森林を示すことが多く、日本では植栽による造林が普通なので、植栽林と同じに使われる。
親水	川などの水辺に親しむこと。
深層崩壊	深層崩壊は、山崩れ・崖崩れなどの斜面崩壊のうち、すべり面が表土層だけの表層崩壊よりも深部で発生し、表土層だけでなく深層の地盤までもが崩壊土塊となる比較的規模の大きな崩壊現象のこと。
振動	「環境基本法」で定義されている典型7公害(大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、土壌汚染、地盤沈下、悪臭)の一つに位置付けられており、発生源としては、工場・事業場、建設作業、自動車、航空機、鉄道などがある。「振動規制法」等に基づき、規制が行われている。



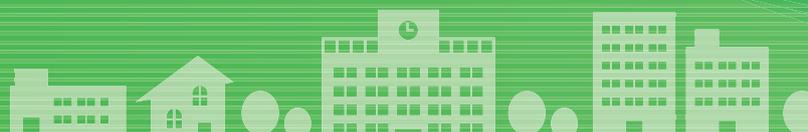
用語	解説
森林環境譲与税	森林整備等のために必要な費用を、国民から徴収し、私有人工林面積、林業就業者数、人口により按分して各自治体に森林環境譲与税として譲与されるもの。市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の推進や普及啓発活動等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされている。
森林経営管理制度	経営管理が行われていない森林について市町村が仲介役となり森林所有者と林業経営者をつなぐシステムのこと。平成30年(2018年)に森林経営管理法が制定され、平成31年度(2019年度)から施行されている。
森林再生事業	多摩地域のスギ・ヒノキ人工林で、手入れが遅れている森林を対象に、森林の機能回復のため、東京都と所有者の協定の下、間伐や強度の枝打ちを東京都が代行する事業のこと。
森林サポートレンジャー	郷土の恵みの森構想の実現に向け、市内の町内会及び自治会との協働により、尾根道や昔道の補修、景観整備などの森づくりを進めることを目的として、市内外の森づくりに関心のある市民や企業、団体などの参加により、様々な主体で森づくりを進めているボランティア組織のこと。
森林資源	森林法に基づく森林における立木のこと。人工林・天然林に限らず、主に木材利用の対象となるものを意味する。
スクールカウンセラー	心の問題に対応するため、学校に配置する専門家のこと。学校において、いじめや不登校、様々な悩みの相談に応じ、助言をするなど心のケアを行う。親や教員だけでは受け止めることのできない領域を補わせるため、心理学の専門知識をもった臨床心理士などが充てられる。
スクールガード・リーダー	学校、通学路の巡回パトロール及び危険か所の確認等を行う警察官OB等で防犯に関する知識を有する者のこと。
スクールソーシャルワーカー	学校を含む関係諸機関と共に、子どもの最善の利益を考慮し、その教育が保障される環境を整える福祉専門職のこと。いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等の生活指導上の課題や、発達障がい等に起因する特別な支援を必要とする状況に対応するため、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識及び技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境への働き掛け、関係機関等とのネットワークを活用し、問題を抱える児童・生徒に支援を行う。
スペース	本計画では、公園、広場、緑地、農地等の空間のことを指す。
生活習慣病予防健康診査	職場等で健康診査や人間ドックなどを受ける機会のない35歳から39歳までの人を対象に、生活習慣病の原因となりうるメタボリックシンドロームに着目して行う健康診査のこと。
生態系	あるまとまった地域に生活する植物・動物・微生物などの全ての生物とその生活に関与する大気・水・土壌・光などの無機的環境、さらに、これらの中に存在する光合成や食物連鎖などの物質やエネルギーの循環がそろった空間(系)のこと。自然を構成する要素がそれぞれに他と関係し合っまとまっている一つの系とみなす考え方によるものである。

用語	解説
生物多様性	森林や河川、耕地、市街地などの様々な生態系が存在すること、生態系の中に様々な種が存在すること及び種内に様々な遺伝子が存在すること。「生物多様性基本法」においては、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することと定義されている。
ゼロカーボンシティ	令和32年(2050年)にCO ₂ (二酸化炭素)の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を首長もしくは地方自治体として公表した地方自治体のこと。
全壊	住家がその居住のための基本的機能が喪失した状態のこと。具体的には、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難な状態であること。
全国地芝居サミット	毎年地芝居の伝承されている土地で開催されているイベントのこと。本市では平成27年(2015年)、市制施行20周年を記念して「第25回全国地芝居サミット in あきる野」を開催している。
騒音	「環境基本法」で定義されている典型7公害(大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、土壌汚染、地盤沈下、悪臭)の一つに位置付けられており、発生源としては、工場・事業場、建設作業、自動車、航空機、鉄道などがある。「騒音規制法」等に基づき、規制が行われている。
総合型地域スポーツクラブ	人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人々が、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できるという特徴をもち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難な状態であること。
体験農園	園主(農家)の指導の下、作物の生産から収穫までを体験できる農園のこと。農家による専門的な指導や農業体験を通じて、利用者と農業者の交流や農業に対する理解・啓発が図られるなどの効果が期待される。
第三セクター	国や地方公共団体(第一セクター)が民間企業(第二セクター)との共同出資により設立した法人のこと。
耐震診断	昭和56年(1981年)5月以前の旧耐震基準で建てられた建築物が、昭和56年(1981年)6月以後の新耐震基準と同程度以上の耐震性を有するかどうかを判定するための調査のこと。
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
多摩産材	東京都の多摩地域で生育した木材のこと。



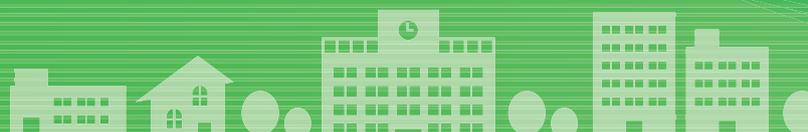
用語	解説
多面的機能	森林が有する様々な機能の総称のこと。森林には、木材生産機能をはじめ、湧水や洪水を緩和し良質な水を育む水源かん養機能、きれいな空気をつくるとともに気候を安定させる大気浄化・気候緩和機能、様々な生物の棲みかとして命を育む生物多様性保全機能、山の土壌を守り、山地災害を防止する土砂災害防止・土壌保全機能、二酸化炭素の吸収・固定や騒音防止などの生活環境保全機能、レクリエーションの場や教育の場の提供などの保健文化機能など、非常に多くの機能がある。
男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会のこと。
ダンボール式コンポスト	好気性の微生物の力で生ごみを分解するための容器のこと。ダンボールの通気性を利用して、ダンボール内の基材（もみ殻燻炭）に生息する微生物が酸素を代謝する過程で、生ごみを分解し、堆肥化する。
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のこと。
地域ぐるみの支え合い推進協議体	生活支援等サービスの提供に関わる関係者間で定期的に情報を共有し、連携を強化するため、市が設置している会議のこと。生活支援コーディネーターの活動を補完するとともに、地域の高齢者のニーズの把握等を行う。
地域子ども育成リーダー	地域の絆を深めるとともに、郷土愛をもったあきる野っ子を育てるため、長年の知識、経験等を生かして、子どもの安全・安心の確保及び健全な育成を担う地域の大人たちのこと。市が主催する研修を修了した者の中から、市長が認定し、登録する。
地域コミュニティ	日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験を通じ、生み出されるお互いの連帯感や協働意識、信頼関係などを築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会のこと。
地域防災リーダー	地域における防災対策のリーダーとして市と地域を結ぶ役割を担い、防災に関する専門的な知識を有する者のこと。市、防災・安心地域委員会及び町内会・自治会が連携して地域防災リーダーの育成に努めている。
地域力	地域社会の問題について、市民や企業などをはじめとする地域の構成員が自らの問題として認識し、自律的かつ他の団体などと協働しながら、地域問題の解決や地域としての価値を創造していく力のこと。
地球温暖化	人の活動に伴って発生する二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの増加によって、地球全体、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象のこと。異常気象や海面上昇をはじめ、生態系や食糧生産、人の健康にまで影響が及ぶとされる。

用語	解説
地区計画	地区の課題や特徴を踏まえ、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置付けて「まちづくり」を進めていく制度のこと。地区レベルでのきめ細かな計画を地区内の権利者等の合意形成により策定し、建築物や地区施設の整備計画を定めることができる。
治山事業	森林を守り育てることによって、山崩れなどの山地災害から住民の生命・財産を守ることや森林がもつ水源のかん養機能を高めたり、緑豊かな生活環境の保全・形成等を図る事業のこと。
地方債	地方公共団体の一般会計等の借入金のこと。
DX	Digital Transformation:デジタル・トランスフォーメーションの略で、「新たな日常」の原動力として、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革すること。
デジタルデバインド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。
天然ダム	土砂などによって河川・溪流がせき止められることにより形成された地形のこと。
トウキョウサンショウウオ	昭和6年(1931年)にあきる野市内の草花丘陵で発見され、本市の里山環境の象徴と言える生物のこと。
東京しゃも	けんか鶏の軍鶏(しゃも)に他種の鶏を交配してできた東京都産のブランド鶏のこと。ブロイラーに比べて低脂肪・高タンパクで、肉本来の味が楽しめる。
東京都エコ農産物認証制度	環境保全型農業を推進するとともに、安全・安心な農産物の生産を確保して消費者に普及するため、化学合成農薬及び化学肥料の使用を削減して栽培された農産物を認証する制度のこと。
東京都帰宅困難者対策条例	首都直下地震等大規模災害が発生し、鉄道等の公共交通機関が当分の間、復旧の見通しが無い中、多くの人々が帰宅を開始しようとするれば、火災や建物倒壊等により、自ら危険にさらされるだけでなく、発災後に優先して実施しなければならない救助・救援活動等に支障が生じる可能性があることから、「自助」「共助」「公助」の考え方に基づき、平成25年(2013年)4月に東京都が施行した帰宅困難者対策を総合的に推進する条例のこと。
東京都災害情報システム	災害時に区市町村や防災機関等から多様な種類の情報を収集するとともに、地図情報を基盤とした被害・措置情報等を東京都災害対策本部が一元的に管理し、都の災害対策活動における意思決定を支援するシステムのこと。端末設置機関は、これら災害情報を活用し各機関の災害対策活動に役立てることができる。



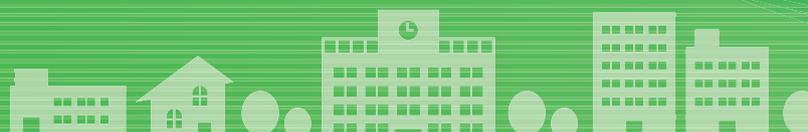
用語	解説
特定外来生物	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、人間の移動や物流が盛んになりはじめた明治時代以降に日本に持ち込まれた外来種のうち、生態系や農林水産業、人の生命や身体に被害を及ぼしているもの、あるいは及ぼすおそれのあるものとして指定された種のこと。
特別支援学級	知的障がいや自閉症・情緒障がい等の障がいのある児童・生徒に対して、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために設置された学級のこと。
特別支援教室	通常の学級に在籍し、知的障がいがなく発達障がい等があり、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒に対して、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するために設置された教室のこと。
都市計画区域	人口、就業者数等の要件と自然的及び社会的条件や土地利用等を勘案して、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域を都市計画法により指定する区域のこと。
都市計画道路	都市計画で定める都市施設のうち、都市計画決定された道路のこと。都市の骨格を形成するとともに、都市の自動車交通体系の根幹となる。
都市計画マスタープラン	「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の略称のこと。他に、都市マスと略されることもある。都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(区域マス)や地方自治法の市町村基本計画に基づき、市の都市計画に関する基本的な方針を定め、この方針に基づき市の都市計画を定めることになっている。
都市のスポンジ化	都市の内部で空き地、空き家等の低未利用の空間が、小さな敷地単位で時間・空間的にランダムに相当程度の分量で発生する現象が散発的に発生すること。
土砂災害警戒区域	土砂災害が発生した場合に、住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域のこと。
土砂災害特別警戒区域	土砂災害が発生した場合に、建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域(土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害を生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域)のこと。
ドローン	コンピュータで制御された自律的飛行が可能な小型無人航空機のこと。
内水	大雨等による地表水の増加に排水が追いつかず、用水路、下水溝などがあふれて氾濫したり、河川の増水によって排水が阻まれたりして、住宅や田畑が水につかる災害のこと。

用語	解説
西多摩地域広域行政圏協議会	単独市町村では対応の難しい行政課題に対処することを目的に、西多摩地域の全市町村（青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町）により、昭和58年（1983年）に設立した協議会のこと。
認定農業者	効率的で安定した魅力ある農業経営を目指し、自ら作成した農業経営改善計画を市町村の基本構想に照らして認定を受けた意欲ある農業者のこと。
農業振興地域	「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、自然的、経済的及び社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる東京都が指定した地域のこと。この地域について、市町村は、農業振興整備計画を定める。市の整備計画は、法律に基づき、農用地利用計画、農業生産基盤の整備開発計画、農用地等の保全計画等を定める。
農用地	市町村が定める農業振興整備計画の農用地利用計画等に基づき、農用地として利用すべき土地の区域（農用地区域）及びその区域内にある土地の農業上の用途区分を定めた区域のこと。国の直轄、補助事業及び融資事業による農業生産基盤整備事業等は、農用地区域を対象とし、保全と有効利用の観点から、農地転用の制限、開発行為の制限等の措置がとられる。
ノーマライゼーション	障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方のこと。
伐期	主伐が予定される時期のこと。
パブリックコメント	市の基本的な政策などを策定する過程で、その趣旨、目的、内容その他必要な事項を公表し、市民から意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する市の考え方を公表する一連の手続のこと。
バリアフリー	物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など全ての障壁を除去するという考え方のこと。
パリ協定	京都議定書に代わる、令和2年（2020年）以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みのこと。
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したこと。具体的には、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度の状態であること。
ピクトグラム	案内用図記号（ピクトグラム）とは、不特定多数の人々が利用する公共交通機関や公共施設、観光施設等において、文字・言語によらず対象物、概念又は状態に関する情報を提供する図形のこと。視力の低下した高齢者や障がいのある方、外国人観光客等も理解が容易な情報提供手法として、日本を含め世界中の公共交通機関、観光施設等で広く掲示されている。



用語	解説
ビッグデータ	これまでのデータベース管理ツールやデータ処理アプリケーションで扱えないほど、巨大で複雑なデータのこと。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者のこと。要配慮者とは、発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などに配慮を要する者で、高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦等を想定している。
ヒューズガス栓	一度に大量のガスが流れたときや、ガスコードが切れたりはずれたりしたときに、ガスが自動的に止まる安全なガス栓のこと。
PDCA	PLAN(計画)、DO(実施)、CHECK(評価)、ACTION(改善)の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。
ファシリティマネジメント	企業・団体等が組織活動のために、施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動のこと。
フィルムコミッション	映画やテレビドラマ、CMなどのあらゆるジャンルのロケーション撮影を誘致し、実際のロケをスムーズに進めるための非営利公的機関のこと。
Facebook	インターネット上で人と人がつながる場所(コミュニティ)を提供するサービスのこと。
扶助費	社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障がい者・生活困窮者などに対して、国や地方公共団体が行う支援に要する経費のこと。生活保護費や児童手当などがこれに当たる。
普通会計	総務省の定める基準により一般会計と特別会計の一部を合算したもので、各地方公共団体の財政状況の把握や地方財政全体の分析などに用いている。
フレイル予防	フレイルとは、高齢期に病気や老化などによる影響を受けて、心身の活力(筋力や認知機能など)を含む生活機能が低下し、将来要介護状態となる危険性が高い状態のこと。フレイル予防は、より早期からの介護予防(要介護状態の予防)を意味しており、従来の介護予防を更に進めた考え方のこと。
フードドライブ	家庭や職場で余っている食品を集めて、フードバンクと呼ばれる施設などを通して、ボランティア団体、NPOなどの団体や支援を必要とする人に受け渡す取組のこと。
放課後子ども教室	地域の大人の協力を得て、学校等を活用し、子どもたちの活動拠点を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援する事業のこと。
防災・安心地域委員会	旧市町村単位の7地区それぞれに組織された自主防災組織のこと。町内会・自治会役員をはじめ、民生委員・児童委員、消防団、防犯協会、交通安全協会、PTA等各種団体の代表者により構成されている。

用語	解説
法定河川	河川法の適用を受ける河川のことで、一級河川、二級河川、準用河川がある。
保存緑地	市内の緑の保全を図るため、「緑地保全条例」に基づき、指定を受けた緑地のこと。樹林地、樹木、屋敷林、生け垣の4種類があり、保存緑地として指定されるには、一定の条件を満たす必要がある。
盆堀交通	平成25年(2013年)3月から開始した、地域住民が主体となった新たな交通システム(市が車両を地域に貸与し、地域の居住者が運転を担う形で、市民の足となるバス交通を運行)のこと。
マールボロウ市	アメリカ北東部、大西洋岸にあるマサチューセッツ州の州都ボストンの西約45kmにある都市のこと。四季のある気候であるが、冬季には零下の日が続くこともある。米国の学術・文化の中心であり、かつては靴の製造とりんごの生産が主要産業であったが、現在は世界有数のコンピュータ・ハイテク関連企業が研究施設と工場を構えている。
マイコンメーター	ガス使用量を計量するだけでなく、コンピュータで24時間ガスの使用状態を見守っている機器のこと。また、電気のブレーカーに相当する安心機能をもっており、地震発生(震度5程度以上の場合)などの非常時には、ガスを自動的にストップする。
マッチングプラットフォーム	インターネット等において、多数の事業者間ないし多数の事業者とユーザー間を仲介し、商取引や財・サービスの提供に必要となる基盤的機能のこと。
ミエゾウ	約500万年から300万年前まで生息していた肩の高さが約3mの大型のゾウのこと。昭和53年(1978年)、旧五日市町の工事現場で発見された化石である。
めざせ健康あきる野21	市民が生涯を通じて健康で安心して暮らすことができるようにすることを目的とし、一人一人の取組とともに、家族、地域住民、健康づくりに関わる各種関係団体と行政が協働し、地域ぐるみで取組を進めるために平成19年(2007年)3月に策定した健康増進計画のこと。
モニタリング	監視すること。又は、観察し、記録すること。指定管理者制度においては、指定管理者制度を導入している施設の管理運営状況などについて、点検・評価を行うことを示す。自然環境においては、継続的又は定期的に調査を実施することを示す。公害規制などにおいては、監視することを示す。
有害鳥獣対策	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、農林水産業や生態系等に係る被害の防止を目的として、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵採取等を行うこと。原則として各種の防除対策によっても被害が防止できないと認められたときに限り、その防止や軽減を図るために捕獲等が行われる。
遊休農地	高齢化などによる担い手不足で、耕作されておらず、かつ、引き続き耕作が見込まれない農地のこと。



用語	解説
ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。
LINE	スマートフォン等で利用できる無料通話・無料メッセージのサービスのこと。
林齢	森林の年齢のこと。人工林では、苗木を植栽した年度を1年生とし、以後、2年生、3年生と数える。
るのバス	市内の路線バスが運行していない各地域を循環する、市内循環バスのこと。
65歳健康寿命	65歳の人が何らかの障害のために日常生活動作が制限されるまでの年齢を平均的に表したもの。
ワーク・ライフ・バランス	老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

2 あきる野市総合計画条例

平成30年9月28日
条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、総合計画の位置付けを明らかにし、総合計画の策定等に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な市政運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画で、基本構想、基本計画及び実施計画により構成されるものをいう。

(2) 基本構想 市のまちづくりの最上位の方針を示すもので、基本理念及び将来都市像を示した基本的な構想をいう。

(3) 基本計画 基本構想を実現するための具体的な施策を体系的に示す基本的な計画をいう。

(4) 実施計画 基本計画に示したそれぞれの施策の詳細を示す計画をいう。

(総合計画の策定)

第3条 市は、総合計画を策定する。

(審議会への諮問)

第4条 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、次条に規定するあきる野市総合計画審議会に諮問するものとする。

(あきる野市総合計画審議会)

第5条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、あきる野市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の策定又は変更に関し必要な事項について調査及び審議をし、答申する。

3 審議会は、市長が委嘱又は任命する委員25人以内をもって組織する。

4 前各項に掲げるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(議会の議決)

第6条 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

(委任)

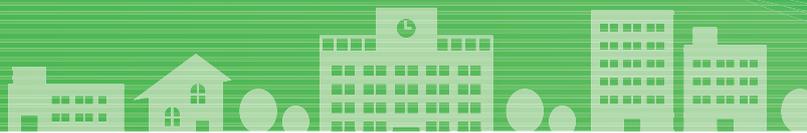
第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

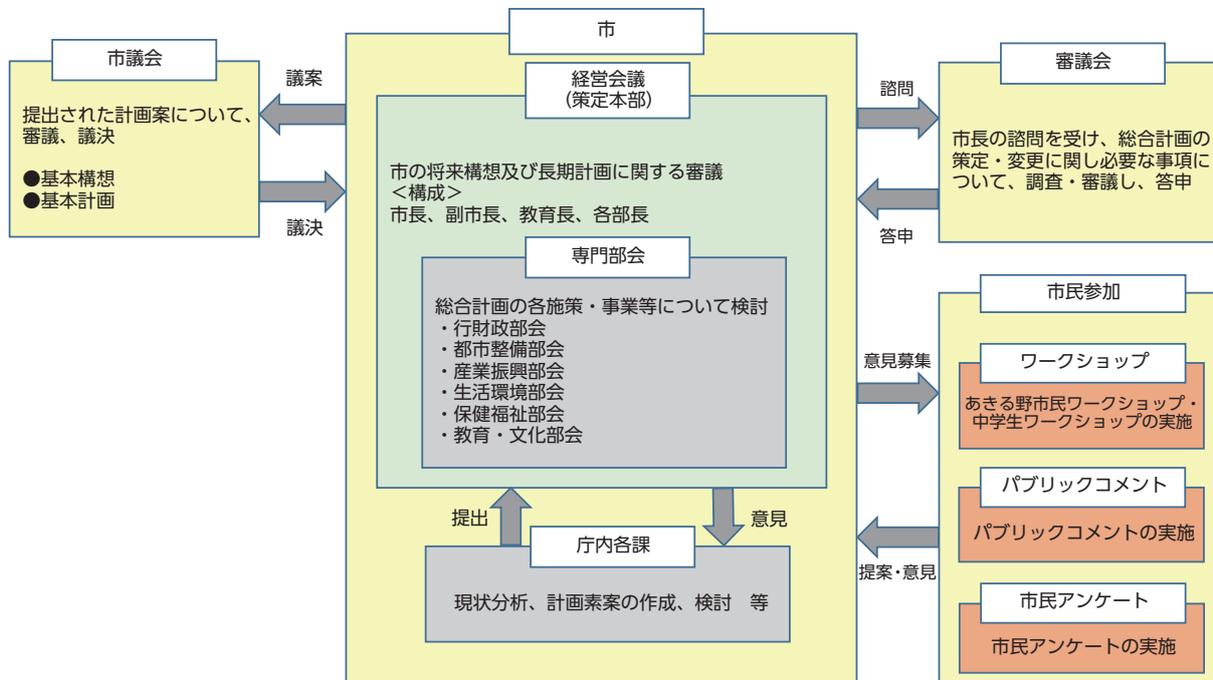
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(以下略)



3 第2次あきる野市総合計画策定体制



4 あきる野市総合計画審議会

(1) 総合計画審議会開催経過

回数	開催日	次第 (内容)
第1回	令和元年7月19日	1 開 会 2 委嘱書交付 3 委員紹介 4 会長及び副会長選任 5 諮 問 6 市長挨拶 7 会長及び副会長挨拶 8 議事等 (1)あきる野市総合計画審議会について (2)あきる野市の現状について (3)会議の傍聴について 9 その他 10 閉 会
第2回	令和元年8月22日	1 開 会 2 会長挨拶 3 議事等 (1)あきる野市の現状について (2)タウンミーティング開催の概要について (3)基本構想について (4)現基本計画の施策の進捗状況について 4 その他 5 閉 会

回数	開催日	次第（内容）
第3回	令和元年10月29日	1 開 会 2 会長挨拶 3 議事等 (1)あきる野市民ワークショップ開催結果の概要について (2)あきる野市総合計画基本構想(たたき台)について 4 その他 (1)次期総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略との統合について (2)今後の予定について (3)その他 5 閉 会
第4回	令和2年2月14日	1 開 会 2 会長挨拶 3 議事等 (1)あきる野市総合計画基本構想(素案)について (2)その他 4 その他 5 閉 会
第5回	令和2年9月14日	1 開 会 2 会長挨拶 3 報 告 (1)第二次あきる野市総合計画の策定期の見直しについて (2)「総合計画策定方針」の変更について 4 議 題 (1)「第二次あきる野市総合計画基本構想(素案)」の見直しについて (2)「第二次あきる野市総合計画策定スケジュール(令和2・3年度)」について (3)令和2年度タウンミーティング開催の方向性について(案) (4)その他 5 その他 6 閉 会
第6回	令和3年3月15日	1 開 会 2 会長挨拶 3 報 告 令和2年度タウンミーティング開催報告 4 議 題 「第二次あきる野市総合計画基本計画(たたき台)」について ア 第二次あきる野市総合計画基本計画(たたき台)の要点等 イ 第二次あきる野市総合計画基本計画(たたき台) ウ あきる野市総合計画基本計画素案(全体像) 5 その他 6 閉 会
第7回	令和3年6月10日 書面開催	1 会議資料について (1)第二次あきる野市総合計画基本計画(素案)について 基本計画(たたき台)に寄せられた意見とその対応について (2)重点施策(たたき台)について (3)指標の設定について 2 策定スケジュール等について
第8回	令和3年9月1日	1 開 会 2 会長挨拶 3 議 題 (1)国土強靱化地域計画の策定について(案) (2)総合計画基本計画(素案)及び重点施策 ① 第二次あきる野市総合計画基本計画(素案)に対するご意見と回答について(審議会版) ② 第二次あきる野市総合計画基本計画(素案)に対する各課からの修正依頼事項 ③ 第二次あきる野市総合計画基本計画(素案)に対するご意見と回答について(本部版) ④ まちづくりのテーマと重点施策について(たたき台) (3)総合計画基本計画指標案について (4)SDGs施策対応調査一覧 (5)第二次あきる野市総合計画基本計画(素案) (6)人口推計案について 4 その他 5 閉 会



回数	開催日	次第（内容）
第9回	令和3年11月10日	1 開 会 2 挨拶 3 議 題 (1)第2次総合計画・効果検証における外部有識者の参画等について (2)第2次あきる野市総合計画基本構想(素案) ① 第2次あきる野市総合計画基本構想(素案) ② 第2次あきる野市総合計画基本構想(素案)修正事項(事務局版) (3)第2次あきる野市総合計画基本計画(素案) ① 第2次あきる野市総合計画基本計画(素案) ② 第2次あきる野市総合計画基本計画(素案)等に対するご意見と回答について(審議会版) ③ 第2次あきる野市総合計画基本計画(素案)修正事項(各課版) ④ 総合計画基本計画施策の成果目標一覧 (4)あきる野市国土強靱化地域計画(素案) ① あきる野市国土強靱化地域計画(素案) ② 国土強靱化地域計画に対するご意見と回答について(策定本部版) 4 その他 5 閉 会
第10回	令和4年1月26日	1 開 会 2 会長挨拶 3 議 題 (1)パブリックコメント等で寄せられた意見とその対応について ① 提出された意見の概要とそれに対する市の考え方 ② 第2次総合計画(案) (2)今後の流れ 総合計画表紙及びフォーマット案について (3)その他 4 その他 5 閉 会

(2) 答申

日付	件名	内容
令和3年11月10日	中間報告	あきる野市総合計画の基本構想及び基本計画の策定について(中間報告)
令和4年2月3日	答申	あきる野市総合計画の基本構想及び基本計画の策定について(答申)



諮問



答申

(3) 委員名簿

※ あきる野市総合計画審議会規則第2条に基づく選出区分の順で記載

選出区分	所属等	役	氏名	備考
市の行政委員会	あきる野市教育委員会教育長職務代理者		田野倉 美保	
市の行政委員会	あきる野市農業委員会会長		甲野 富和	
公共的団体その他関係団体の代表者	あきる野市町内会・自治会連合会会長		網代 和夫	
公共的団体その他関係団体の代表者	あきる野市防災・安心地域委員会本部長		山崎 勇	令和3年6月10日から
公共的団体その他関係団体の代表者	あきる野市防災・安心地域委員会本部長		大久保 春彦	令和3年6月9日まで
公共的団体その他関係団体の代表者	秋川農業協同組合代表理事組合長		坂本 勇	
公共的団体その他関係団体の代表者	東京都森林組合専務理事		齋藤 孝	
公共的団体その他関係団体の代表者	秋川漁業協同組合代表理事組合長		安永 勝昭	
公共的団体その他関係団体の代表者	一般社団法人あきる野市観光協会会長		浦野 知昭	令和2年9月14日から
公共的団体その他関係団体の代表者	一般社団法人あきる野市観光協会会長		影山 守彦	令和2年9月13日まで
公共的団体その他関係団体の代表者	あきる野商工会会長		松村 博文	
公共的団体その他関係団体の代表者	あきる野青年会議所理事長		立花 晋也	
公共的団体その他関係団体の代表者	社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会会長		倉田 克治	
公共的団体その他関係団体の代表者	あきる野市健康づくり市民推進委員会会長		伊東 満子	
公共的団体その他関係団体の代表者	あきる野市文化団体連盟会長		野島 健也	
公共的団体その他関係団体の代表者	NPO法人あきる野市スポーツ協会会長		吉田 榮久夫	
市民の代表			梶 敏男	
市民の代表			多田 恵子	
市民の代表			近藤 怜美	
学識経験を有する者	都立大学都市環境学部教授	会長	菊地 俊夫	
学識経験を有する者	明星大学人文学部教授	副会長	横倉 三郎	
学識経験を有する者	あきる野市医師会会長		下村 智	
学識経験を有する者	あきる野市都市計画審議会会長		町田 修二	
学識経験を有する者	あきる野市環境審議会会長		青木 旦治	
学識経験を有する者	あきる野市子ども・子育て会議委員長		吉田 正幸	
関係行政機関の職員	東京都総務局行政部多摩振興担当課長		清水 明	令和3年6月10日から
関係行政機関の職員	東京都総務局行政部多摩振興担当課長		松野 利美	令和3年6月9日まで

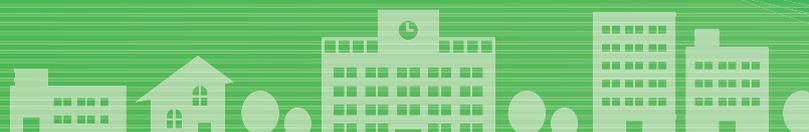


5 あきる野市総合計画策定本部

(1) 総合計画策定本部開催経過

回数	開催日	次第（内容）
第1回	令和元年7月11日	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合計画における市民参画(参加)の機会 2 あきる野市総合計画審議会 3 タウンミーティング(ワークショップ)の実施 4 総合計画策定本部専門部会 5 施策動向調査 6 今後のスケジュール
第2回	令和元年8月21日	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 挨 拶 3 議事等 (1)あきる野市総合計画審議会について (2)タウンミーティング開催の概要について (3)現基本計画の施策の進捗状況について 4 その他 5 閉 会
第3回	令和元年10月21日	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 挨 拶 3 議事等 (1)あきる野市民ワークショップ開催概要について (2)あきる野市総合計画基本構想(たたき台)について 4 その他 5 閉 会
第4回	令和元年12月9日	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 挨 拶 3 議事等 4 その他 5 閉 会 <p style="text-align: center;">あきる野市総合計画基本構想(たたき台)について</p>
第5回	令和2年2月6日	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 議事等 3 その他 4 閉 会 <p style="text-align: center;">第二次あきる野市総合計画基本構想(素案)について</p>
第6回	令和2年3月13日	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 議事等 3 その他 4 閉 会 <p style="text-align: center;">第二次あきる野市総合計画基本構想(素案)について</p>
第7回	令和2年5月29日	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 挨 拶 3 議事等 (1)第二次あきる野市総合計画の策定期の見直しについて (2)総合計画策定方針の変更について 4 その他 5 閉 会
第8回	令和2年9月29日	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 挨 拶 3 議事等 (1)「第二次あきる野市総合計画基本構想(素案)」の見直しについて (2)「第二次あきる野市総合計画策定スケジュール(令和2・3年度)」について (3)令和2年度タウンミーティング開催の方向性について(案) 4 その他 5 閉 会

回数	開催日	次第（内容）
第9回	令和3年3月19日	1 開 会 2 挨拶 3 報 告 令和2年度タウンミーティング開催報告 4 議 題 「第2次あきる野市総合計画基本計画(たたき台)」について ア 第2次あきる野市総合計画基本計画(たたき台)の要点等 イ 第2次あきる野市総合計画基本計画(たたき台) ウ あきる野市総合計画基本計画素案(全体像) 5 その他 6 閉 会
第10回	令和3年4月14日	1 開 会 2 挨拶 3 議 題 「第2次あきる野市総合計画基本計画(たたき台)」について (1)基本計画(たたき台)における課題とその対応について (2)基本計画(たたき台)に寄せられた意見とその対応(審議会版) (3)基本計画(たたき台)に寄せられた意見とその対応(議会版) (4)重点施策の考え方 4 その他 5 閉 会
第11回	令和3年6月8日	1 開 会 2 挨拶 3 議 題 「第2次あきる野市総合計画基本計画(素案)」について (1)基本計画(たたき台)に寄せられた意見とその対応について (2)重点施策(たたき台)について (3)指標の設定について 4 その他 5 閉 会
第12回	令和3年8月18日	1 開 会 2 挨拶 3 議 題 (1)総合計画基本計画(素案)及び重点施策 ① 第2次あきる野市総合計画基本計画(素案)に対するご意見と回答について(審議会版) ② まちづくりのテーマと重点施策について(たたき台) ③ 第2次あきる野市総合計画基本計画(たたき台)各課からの修正依頼事項 (2)総合計画基本計画指標案について (3)SDGs施策対応調査一覧 (4)第2次あきる野市総合計画基本計画(素案)【指標・SDGsサンプル反映】 (5)人口推計案について 4 その他 5 閉 会
第13回	令和3年10月13日	1 開 会 2 挨拶 3 議 題 (1)第2次総合計画・効果検証における外部有識者の参画等について (2)あきる野市国土強靱化地域計画について 4 その他 5 閉 会
第14回	令和3年11月5日	1 開 会 2 挨拶 3 議 題 (1)第2次あきる野市総合計画基本構想(素案) ① 第2次あきる野市総合計画基本構想(素案) ② 第2次あきる野市総合計画基本構想(素案)修正事項(事務局版) (2)第2次あきる野市総合計画基本計画(素案) ① 第2次あきる野市総合計画基本計画(素案) ② 第2次あきる野市総合計画基本計画(素案)等に対するご意見と回答について(審議会版) ③ 第2次あきる野市総合計画基本構想(素案)修正事項(各課版) ④ 総合計画基本計画施策の成果目標一覧 (3)あきる野市国土強靱化地域計画(素案) ① あきる野市国土強靱化地域計画(素案) ② 国土強靱化地域計画に対するご意見と回答について(策定本部版) 4 その他 5 閉 会



回数	開催日	次第（内容）
第15回	令和4年1月19日	1 開 会 2 挨 拶 3 議 題 (1)パブリックコメント等で寄せられた意見とその対応について ① 提出された意見の概要とそれに対する市の考え方 ② 第2次総合計画(案) (2)今後の流れ 総合計画表紙及びフォーマット案について (3)その他 4 その他 5 閉 会

(2) 委員名簿

氏 名	職名	備考
村木 英幸	市長	令和元年10月15日から
澤井 敏和		令和元年10月14日まで
尾崎 喜己	副市長	
丹治 充	教育長	令和3年11月26日から
私市 豊		令和3年11月25日まで
大出 英祐	企画政策部長	令和3年4月1日から
田野倉 裕二		令和3年3月31日まで
大久保 丈治	総務部長	令和3年4月1日から
大出 英祐		令和3年3月31日まで
薄 丈廣	市民部長	令和2年4月1日から
渡邊 浩二		令和2年3月31日まで
大久保 学	環境経済部長	令和3年4月1日から
大久保 丈治		令和3年3月31日まで



氏名	職名	備考
鈴木 将裕	商工観光担当部長	令和3年4月1日から
有馬 哲司		令和3年3月31日まで
門脇 徹		令和2年3月31日まで
川久保 明	健康福祉部長	
岡部 健二	子ども家庭部長	
有馬 哲司	都市整備部長	令和3年4月1日から
清水 保治		令和3年3月31日まで
松島 満	会計管理者	令和2年4月1日から
小磯 弘		令和2年3月31日まで
山際 由晃	議会事務局長	
渡邊 浩二	教育部長	令和2年4月1日から
佐藤 幸広		令和2年3月31日まで
草刈 あずさ	指導担当部長	令和2年4月1日から
鈴木 裕行		令和2年3月31日まで
佐藤 幸広	生涯学習担当部長	令和2年4月1日から
松島 満		令和2年3月31日まで



(3) 総合計画策定本部専門部会開催経過

回数	部会名	開催日	次第（内容）
第1回	行財政部会	令和元年8月8日	1 開 会 2 挨拶 3 議 題 (1)あきる野市総合計画策定本部専門部会について (2)施策動向調査について 4 その他 5 閉 会
	都市整備部会	令和元年8月6日	
	産業振興部会	令和元年8月7日	
	生活環境部会	令和元年8月8日	
	保健福祉部会	令和元年8月7日	
	教育・文化部会	令和元年8月6日	
第2回	行財政部会	令和3年2月9日	1 開 会 2 挨拶 3 議 題 第二次総合計画における基本計画(たたき台)について 4 その他 5 閉 会
	都市整備部会	令和3年2月10日	
	産業振興部会	令和3年2月9日	
	生活環境部会	令和3年2月10日	
	保健福祉部会	令和3年2月10日	
	教育・文化部会	令和3年2月9日	

6 市民参加

(1) ワークショップ

① あきる野市民ワークショップ開催経過

回数	開催日（参加人数）			テーマ
	東部地区	中部地区	西部地区	
第1回	令和元年8月31日 (17人)	令和元年8月31日 (12人)	令和元年9月1日 (15人)	あきる野市の個性を浮き彫りにしましょう (宝・困りごと)
第2回	令和元年9月14日 (17人)	令和元年9月21日 (11人)	令和元年9月21日 (15人)	あきる野市の望ましい将来像を描きましょう
第3回	令和元年10月20日 (14人)	令和元年10月19日 (9人)	令和元年10月19日 (15人)	市民が主体となってできること、やるべきことを考えましょう
第4回	令和2年12月13日【合同開催】 (11人)		令和2年12月20日 (8人)	令和元年度に実施した市民ワークショップの検討内容がどのように反映されているのかを確認するとともに、今後、どのようなまちづくりを具体的に進めていけばよいか、検討した。

※ 東部地区…東秋留・多西、中部地区…西秋留・増戸、西部地区…五日市・戸倉・小宮

② 中学生ワークショップ開催経過

回数	開催日（参加人数）	テーマ
第1回	令和元年7月31日 あきる野市 市内公立中学校全6校(29人) 栗原市 市内公立中学校全8校(16人)	友好姉妹都市である栗原市とは、中学生を対象に交流の歴史、両市の地勢・文化等を学び、友情や親睦を深める機会を設けている。令和元年度は、全体テーマを「10年後の私たちのまちをより良くするには」を設定し、両市の生徒が自分たちの思い描く、市の未来像等を検討した。

(2) 市民アンケート結果

① 実施概要

○ 調査設計

- ・ 調査地域:あきる野市全域
- ・ 調査対象:あきる野市在住の満18歳以上の市民2,500人
- ・ 調査期間:平成30年(2018年)8月23日から9月14日まで

○ 回収結果

- ・ 配布数:2,500通
- ・ 有効回収数:832通
- ・ 有効回収率:33.3%

○ 主な設問

- ・ あきる野市の施策について(市の事務や事業に対する満足度、重要度)
- ・ 今後のあきる野市のまちづくりの方向性(行政サービスと市民の負担とのバランス、まちづくりへの関わり方、どんなまちにしたいか、今後あきる野市が目指していく将来像(キーワード))

② 調査結果(抜粋)

1) 施策の満足度・重要度

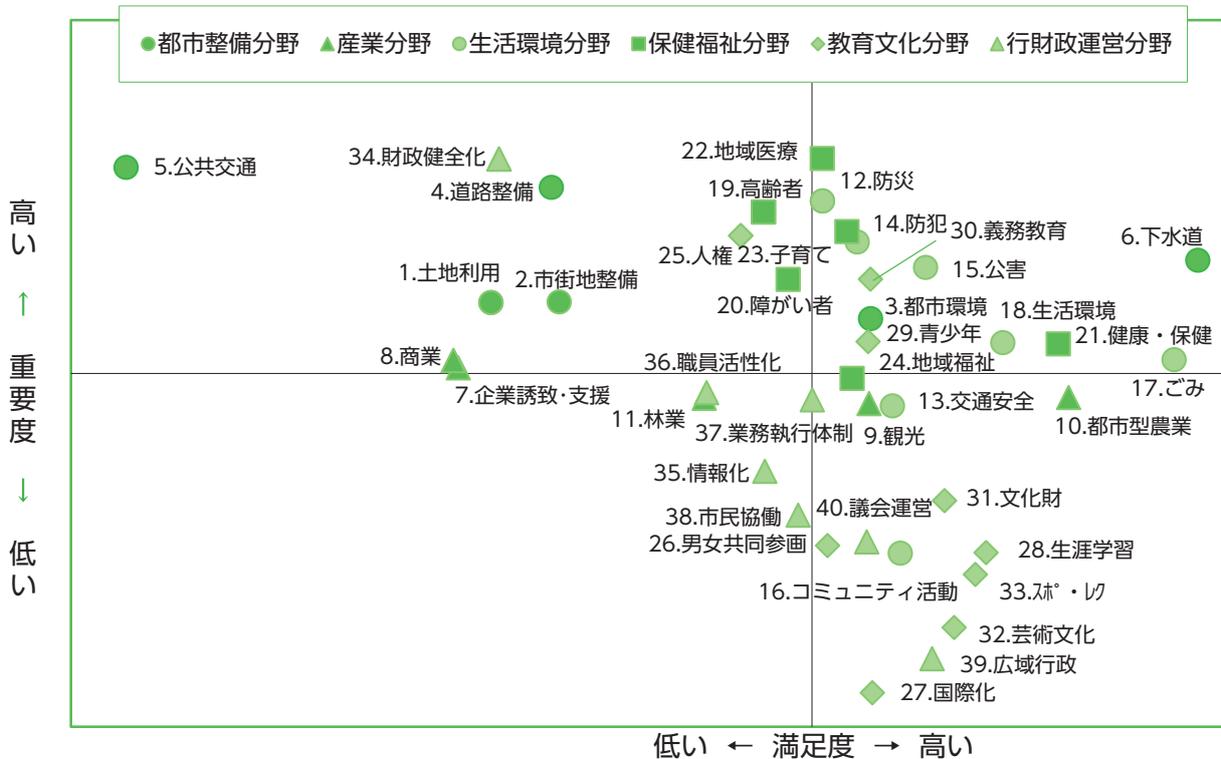
アンケートにおいて、市が実施している40の施策について、それぞれの満足度と重要度を5段階で評価いただき、「わからない」「無回答」を除く各施策の結果を数値化し、平均点を50点とした標準得点(偏差値)を算出して、その結果を表及び散布図として表しました。満足度と重要度をクロス集計したところ、重要度は平均点以上にもかかわらず、満足度が平均点以下の施策について、分野別に見ると、「都市整備」(公共交通網の充実、計画的な土地利用の推進等)や「保健福祉」(高齢者が安心して生活できる支援の充実、障がい者が安心して生活できる支援の充実)に属する施策が多く挙げられています。

<留意事項>

標準得点(偏差値)とは、個々の施策の得点を、平均点が50点、標準偏差(平均からの隔たり)が10点の正規分布になるように換算して、ある施策の得点(評価結果)が全体の施策の中でどこに位置するかを示したものです。

◆満足度・重要度のクロス集計(散布図)

40施策別満足度と重要度のクロス集計結果



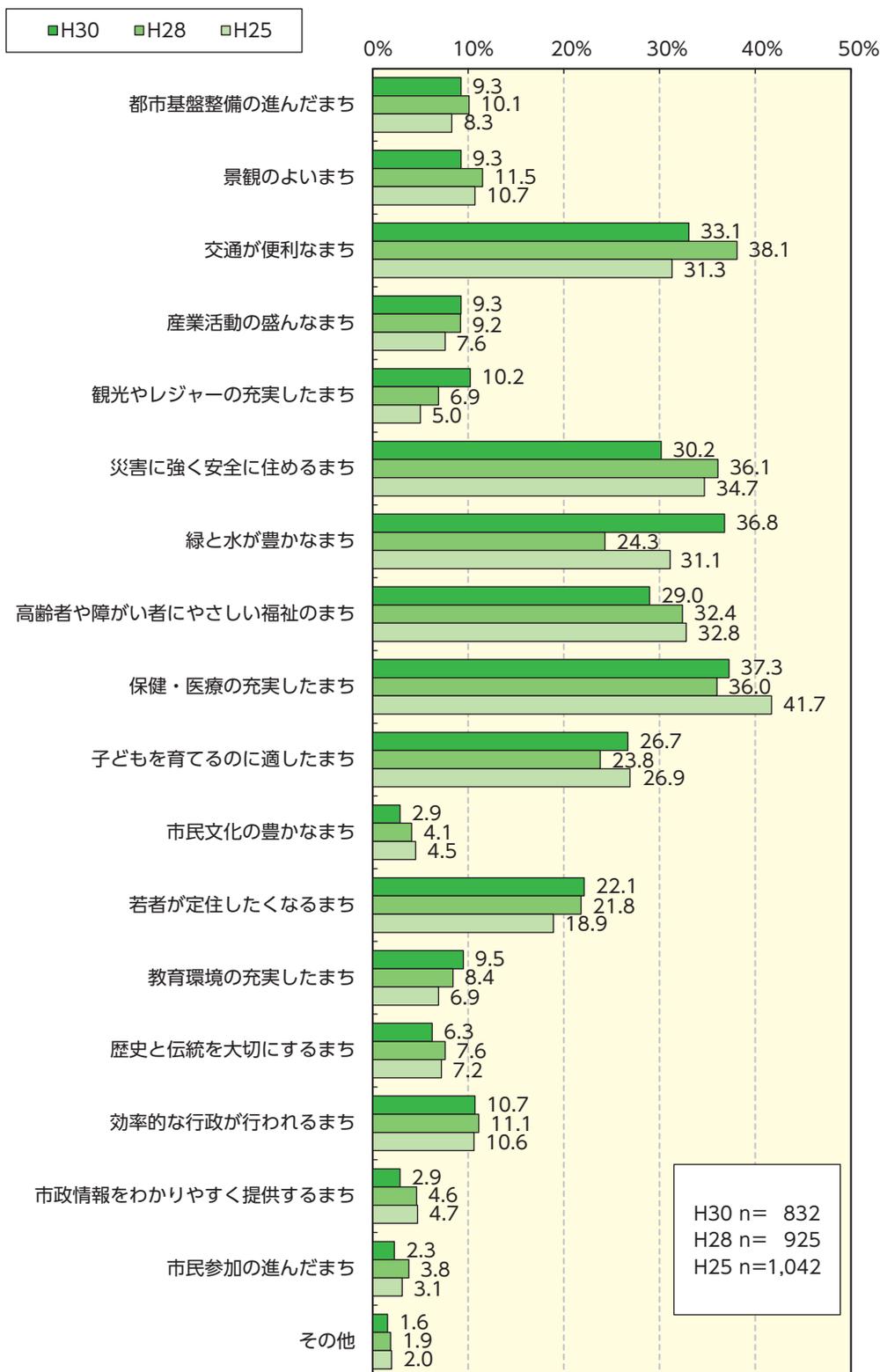
<p>【満足度低・重要度高】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 計画的な土地利用の推進 2 良好な市街地の整備 4 道路の整備 5 公共交通網の充実 7 地域特性を活かした企業の誘致と既存企業への支援 8 活力ある商業の振興 19 高齢者が安心して生活できる支援の充実 20 障がい者が安心して生活できる支援の充実 25 人権尊重の推進 34 財政運営の健全化 	<p>【満足度高・重要度高】</p> <ul style="list-style-type: none"> 3 緑豊かな都市環境の形成 6 下水道の整備 12 防災対策の推進 14 防犯対策の推進 15 公害防止の推進 17 ごみの減量と適正処理の推進 18 水と緑に密着した生活環境づくりの推進 21 健康づくり・保健の充実 22 市民が安心できる地域医療体制の充実 23 子育て支援の充実 29 次代を担う青少年の育成 30 義務教育の充実
<p>【満足度低・重要度低】</p> <ul style="list-style-type: none"> 11 自然と調和した林業の育成 35 情報化の推進 36 職員の活性化 38 市民との協働を目指した市民参加の推進 	<p>【満足度高・重要度低】</p> <ul style="list-style-type: none"> 9 地域特性を活かした観光の振興 10 消費者志向の都市型農業の推進 13 交通安全の推進 16 コミュニティ活動の推進 24 総合的な地域福祉の推進 26 男女共同参画社会の実現 27 国際化の推進 28 生涯学習の推進 31 文化財の保護と活用 32 芸術文化の振興 33 スポーツ・レクリエーションの振興 37 効率的効果的な業務執行体制の実現 39 広域行政の推進 40 議会の円滑な運営

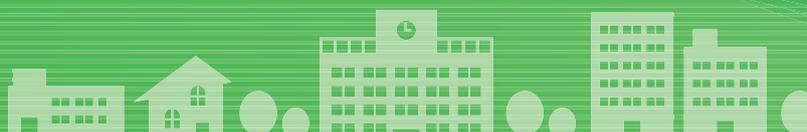
2) あきる野市をどんなまちにしたいかについて(該当するもの3つ選択)

「保健・医療の充実したまち」が37.3%と最も高く、次いで「緑と水が豊かなまち」が36.8%となっています。

平成25年(2013年)の同調査では「保健・医療の充実したまち」、平成28年(2016年)の同調査では「交通が便利なまち」がそれぞれ最も高い割合となっています。

◆グラフ

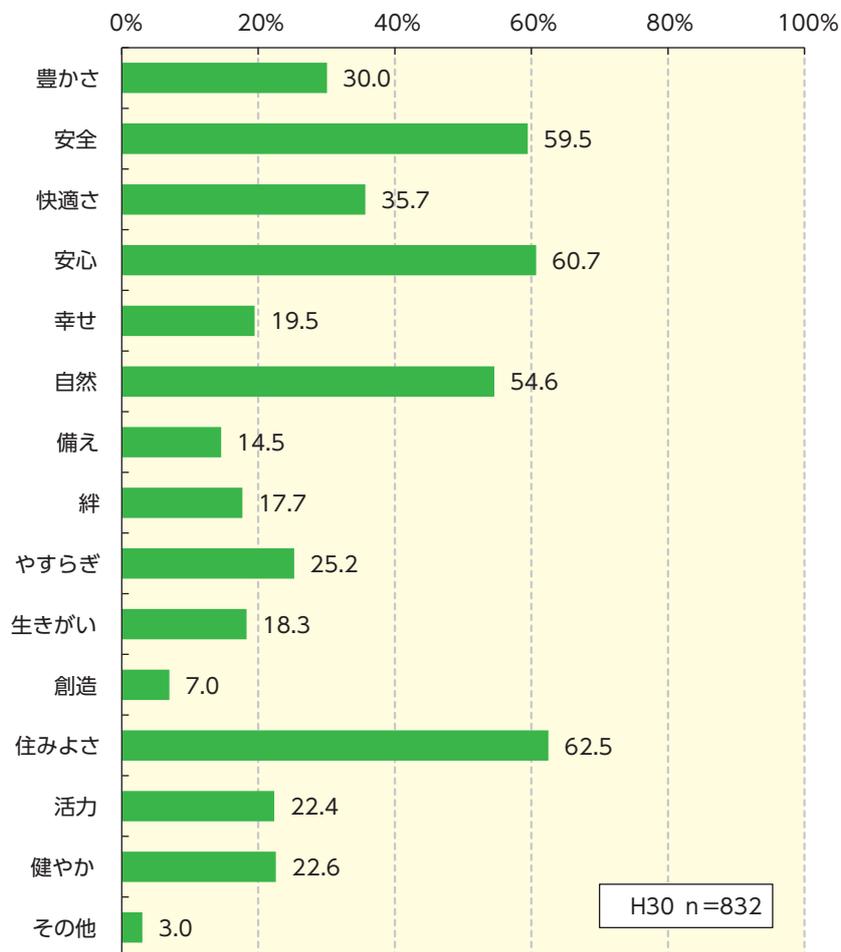




3) 今後、あきる野市が目指していく将来像について(あてはまるものすべて)

「住みよさ」が62.5%と最も高く、次いで「安心」が60.7%、「安全」が59.5%となっています。

◆グラフ

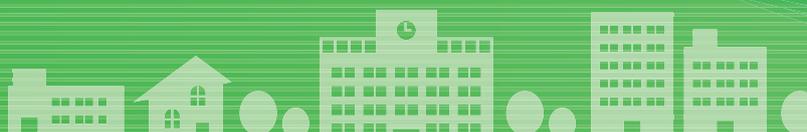


(3) パブリックコメント

回数	内容	実施期間	意見の件数
第1回	あきる野市総合計画基本構想(たたき台)	令和2年1月15日から令和2年2月4日まで	0件
第2回	第2次あきる野市総合計画(素案)	令和3年12月15日から令和4年1月14日まで	25件

7 関連個別計画一覧

分野	計画名	計画期間
都市整備	あきる野市土地利用方針	平成24年度(2012年度)～令和4年度(2022年度)
	あきる野市都市計画マスタープラン	平成23年度(2011年度)～令和4年度(2022年度)
	あきる野市営住宅ストック総合活用計画(あきる野市営住宅長寿命化計画)	令和2年度(2020年度)～令和11年度(2029年度)
	あきる野市空家等対策計画	令和元年度(2019年度)～令和5年度(2023年度)
	あきる野市橋梁長寿命化修繕計画	平成25年(2013年)～
	あきる野市道路舗装維持補修の優先順位設定評価基準	平成23年(2011年)～
産業振興	あきる野市商店街振興プラン	平成15年度(2003年度)～令和4年度(2022年度)
	あきる野市商店街振興プラン 行動計画	平成30年度(2018年度)～令和4年度(2022年度)
	あきる野市観光推進プラン「あきる野ふるさとプラン」	平成23年度(2011年度)～令和4年度(2022年度)
	あきる野市観光推進プラン「あきる野ふるさとプラン行動計画」	平成28年度(2016年度)～令和4年度(2022年度)
	あきる野市農業経営基盤強化促進基本構想	平成28年(2016年)～
	あきる野市農業振興地域整備計画	平成23年(2011年)～
	あきる野市農業振興計画	平成28年度(2016年度)～令和8年度(2026年度)
	あきる野市獣害対策基本計画(第5次)	令和3年度(2021年度)～令和8年度(2026年度)
	あきる野市森林整備計画	令和3年度(2021年度)～令和12年度(2030年度)
	あきる野市公共建築物等における多摩産材利用促進に関する方針	平成27年(2015年)～



分野	計画名	計画期間
市民生活・環境	あきる野市地域防災計画	平成29年(2017年)～
	あきる野市耐震改修促進計画	令和3年度(2021年度)～ 令和7年度(2025年度)
	あきる野市国民保護計画	平成19年(2007年)～
	あきる野市一般廃棄物処理基本計画	平成30年度(2018年度)～ 令和14年度(2032年度)
	第二次あきる野市環境基本計画	平成28年度(2016年度)～ 令和7年度(2025年度)
	あきる野市地球温暖化対策地域推進計画 (令和4年6月に第二次あきる野市環境基本計画に包含予定)	平成26年度(2014年度)～ 令和4年度(2022年度)
	第四次あきる野市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)	平成30年度(2018年度)～ 令和4年度(2022年度)
	生物多様性あきる野戦略	平成26年度(2014年度)～ 令和5年度(2023年度)
	あきる野市生物多様性地域連携保全活動計画	令和3年度(2021年度)～ 令和7年度(2025年度)
	あきる野市郷土の恵みの森構想	平成22年(2010年)～
保健福祉	あきる野市健康増進計画「めざせ健康あきる野21(第二次)」	平成30年度(2018年度)～ 令和9年度(2027年度)
	あきる野市新型インフルエンザ等対策行動計画	平成26年(2014年)～
	あきる野市国民健康保険データヘルス計画	平成30年度(2018年度)～ 令和5年度(2023年度)
	あきる野市子ども・子育て支援総合計画	令和2年度(2020年度)～ 令和6年度(2024年度)
	あきる野市障がい者福祉計画	令和3年度(2021年度)～ 令和5年度(2023年度)
	第8期あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	令和3年度(2021年度)～ 令和5年度(2023年度)
	あきる野市地域保健福祉計画	令和2年度(2020年度)～ 令和6年度(2024年度)
	あきる野市自殺対策推進計画	令和2年度(2020年度)～ 令和6年度(2024年度)
教育・文化・スポーツ	あきる野市男女共同参画計画「第5次あきる野男女共同参画プラン」	令和4年度(2022年度)～ 令和8年度(2026年度)
	あきる野市生涯学習推進計画 あきる野学びプラン4	令和4年度(2022年度)～ 令和8年度(2026年度)
	第三次あきる野市子ども読書活動推進計画	平成30年度(2018年度)～ 令和4年度(2022年度)
	あきる野市教育基本計画(第3次計画)	令和4年度(2022年度)～ 令和8年度(2026年度)
	あきる野市小中一貫教育推進基本計画	平成25年(2013年)～



分野	計画名	計画期間
教育・文化・スポーツ	あきる野市特別支援教育推進計画(第三次計画)	令和3年度(2021年度)～ 令和5年度(2023年度)
	あきる野市学校給食センター整備計画	平成25年(2013年)～
	あきる野市スポーツ推進計画	平成25年度(2013年度)～ 令和4年度(2022年度)
行財政	あきる野市公共施設等総合管理計画	平成28年度(2016年度)～ 令和7年度(2025年度)
	あきる野市公共施設等個別施設計画	令和3年度(2021年度)～ 令和12年度(2030年度)
	あきる野市学校施設長寿命化計画	令和3年度(2021年度)～ 令和12年度(2030年度)
	あきる野市未利用地等利活用基本方針	平成22年(2010年)～
	あきる野市業務継続計画	平成26年(2014年)～
	あきる野市特定事業主行動計画	令和3年度(2021年度)～ 令和7年度(2025年度)
	あきる野市危機管理基本指針	平成26年(2014年)～